第三号様式を次のように改める。

第三号様式（第六条の七第二項関係）

表

縦十七センチメートル

横八センチメートル

裏

右の者は、児童福祉法第十八条の十六、第三十四条の五、第三十四条の七の三、第三十四条の七の六、第三十四条の十四、第三十四条の十四の二又は第四十八条の規定による質問又は立入検査をする職権を行う者であることを証明する。

第　号	
令和　年　月　日交付	
所属	
職名	
氏名	

都道府県知事
（市長）
印

証明書

第三十八条の規定により、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、都道府県知事又は当該職員に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条小規模住居型児童養育事業、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の七の六　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、妊産婦等生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の二　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の三　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の四　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の五　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の六　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の七　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の八　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の九　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の十　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の十一　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の十二　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の十三　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の十四　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の十五　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の十六　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の十七　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の十八　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の十九　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の二十　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の二十一　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の二十二　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の二十三　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の二十四　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の二十五　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の二十六　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の二十七　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の二十八　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の二十九　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の三十　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の三十一　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の三十二　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の三十三　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の三十四　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の三十五　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の三十六　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の三十七　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の三十八　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の三十九　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の四十　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の四十一　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の四十二　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の四十三　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の四十四　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の四十五　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の四十六　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の四十七　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の四十八　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の四十九　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の五十　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の五十一　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の五十二　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の五十三　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の五十四　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の五十五　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の五十六　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の五十七　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の五十八　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の五十九　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の六十　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の六十一　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の六十二　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の六十三　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の六十四　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の六十五　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の六十六　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の六十七　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の六十八　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の六十九　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の七十　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の七十一　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の七十二　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、妊産婦等生活援助事業を行う者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の七十三　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の七十四　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業若しくは意見表明等支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条の十四の七十五　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、親子再統合支援事業を行う者又はこれらの事業を行う者であつた者に対し、必要な限度で、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の